浅麓汚泥再生処理センター平成２６年度維持管理業務委託

仕様書

平成２６年　　月

浅麓環境施設組合

浅麓汚泥再生処理センター平成２６年度維持管理業務委託仕様書

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　本仕様書は、浅麓環境施設組合が運営する浅麓汚泥再生処理センター（以下「当処理センター」という。）の維持管理業務委託にあたり、法基準、自主基準を遵守し当処理センターの適正な運転、性能の確保及び効果的かつ経済的な運転管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の遂行）

第２条　受託者は、次に掲げる事項に留意し、誠実かつ安全に業務を遂行しなければならない。

（１）業務を円滑に遂行するとともに、当処理センターの機能が十分に達成できるように努めること。

（２）契約書、仕様書及びその他関係書類に基づき業務を遂行すること。

（３）放流水質、臭気、騒音、資源化物の品質については特に注意して、運転に努めること。

（業務の場所）

第３条　委託業務の場所は、次のとおりである。

浅麓環境施設組合　　浅麓汚泥再生処理センター

長野県小諸市甲１８４５番地

（業務の範囲及び内容）

第４条　委託業務の範囲及び内容は、本仕様書「第２章」に定めるとおりとする。

（業務の管理）

第５条　受託者は、本業務が公益事業であることを十分認識し、責任をもって業務を遂行すること。

２　受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに第６条に定める監督員及び担当職員に連絡すること。

３　受託者は、当処理センターの構造、性能、系統及びその周囲の状況を熟知し、当処理センターの維持管理に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、当処理センターの予防保全に努めること。

４　受託者は、委託者より第２３条に定める設備に夜間等異常による警報発報の通報が、あった場合には、速やかに適切な措置を講じ被害を最小限に止めるよう復旧に努めること。

５　受託者は、台風、地震その他天災及び処理機能に重大な支障を生じる場合に備え、連

絡体制を整えるとともに、これに対処できるように準備すること。

（監督員及び担当職員）
第６条　本業務委託における監督員及び担当職員の権限は､契約書に規定した事項とする。
２　監督員及び担当職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要　する場合には、監督及び担当職員員は口頭で指示等を行うことができ、受託者はその指示等に従うも　のとし、後日書面により監督員及び担当職員と受託者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理責任者の選任）
第７条　受託者は、浅麓汚泥再生処理センターに勤務する作業員の中から業務管理責任者を選任し､契約締結の日から１４日以内に書面により委託者に通知しなければならない。

（業務管理責任者の資格）
第８条　業務管理責任者の資格は、浅麓環境施設組合施設設置条例第４条（平成２５年４月１日施行）に定める資格を有する者とする。

（業務管理責任者の職務）
第９条　業務管理責任者の職務は、次のとおりとする。
（１）作業員の指導監督を適切に行うこと。
（２）作業員の研修を行い技術の向上に努めること。
（３）委託者と連絡を密にし、意志の疎通を図ることともに、協議事項を的確に行わせるように、作業員を指導すること。
（４）契約書、仕様書、浅麓汚泥再生処理センター建設工事（以下「完成図等」という）機器取扱説明書及び業務内容を十分に把握し、現場を巡視すること。
（５）日報月報等の提出について総括的な業務を行うこと。
（６）設備の異常や故障が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、応急の措置を講ずること。
（７）業務管理責任者が、一時的に不在となる時は、その職務代行者を定め、その氏名その他必要事項を監督員に通知しなければならない。代行者を変更した場合も同様とする。
（８）代行者は、業務管理責任者に指示された職務を誠実に遂行しなけらばならない。ただし、代行者は契約書に規定した業務管理責任者が有する権限を行使するものではない。

（業務遂行計画）
第１０条　受託者は、契約締結後１４日以内に、本仕様書に基づいて業務遂行計画を作成し、委託者に提出しなけらばならない。
２　業務遂行計画には、次の事項を示さなければならない。
（１）業務遂行体制

（２）保守点検計画

（業務遂行体制）

第１１条　受託者は、本業務を遂行するための業務遂行体制を定め、委託者に通知しなければならない。この体制を変更した場合も同様とする。

２　受託者は、業務遂行体制通知に次の事項について記載しなければならない。

（１）運転監視体制

（２）保守点検体制

（３）水質分析体制

（４）安全衛生管理体制

（５）事故災害等緊急時対応体制

（６）有資格者の配置計画

（７）その他必要な体制

（作業員と人員体制）

第１２条　受託者は､本業務の遂行に従事する作業員の担当業務を明記した名簿を作成し、委託者に提出しなければならない。また、作業員に変更が生じた時は速やかに提出しなければならない。

２　受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

（有資格者の配置）

第１３条　受託者は、本仕様書に基づき業務を遂行するにあたり、別表１のとおり必要とする有資格者を配置しなければならない。

（検査）

第１４条　受託者は、月ごと若しくは四半期の業務が完了したとき、又は全ての業務が完了したときに、仕様書第３１条に基づく業務完了報告書とともに業務完了届を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

２　委託者は、業務の一部又は全ての完了を確認するため。第４章業務実施要領に基づき検査を行うものとする。

（施設の維持管理）

第１５条　受託者は、維持管理する当処理センターが浅麓環境施設組合の施設であることを自覚し、その目的を達成するため業務を遂行しなければならない。

２　受託者は、当処理センターを目的外に使用してはならない。

３　受託者は、次に掲げることを厳守すること。

（１）当処理センターへ業務遂行に直接関係のない者を入れないこと。

（２）当処理センターへ業務遂行に直接関係のない物品資材を持ち込まないこと。
（３）当処理センターへ業務遂行に直接関係のない車両等を乗り入れないこと。
（４）当処理センターの物品等を持ち出さないこと。
（５）業務の遂行にあたり、当処理センター利用者及び周辺住民との間に紛争が生じないように努めること。

４　当処理センターの維持管理に関する、市民、他都市、諸官公庁又は報道関係等からの照会、意見、要望、依頼等の対応は、委託者が行うものとする。

（緊急事態発生時の対応）

第１６条　受託者は、当処理センターの異常発報、事故及び台風、地震等の自然災害などの緊急事態に備え、委託者の指示により速やかに対応できる体制を整えておかなければならない。

２　緊急事態が発生した場合は、事前に委託者の承認を得た手順に従い運転操作し、かつ、損害を最小化　するための最善の努力を行わなければならない。

３　緊急事態が進展し非常事態となった場合は、施設の維持管理を一時的に委託者の指示の下に置くものとする。

（安全衛生管理）

第１７条　受託者は、作業員に対して、当処理センター業務の安全に関する必要な知識及び技能に関する教育を行わなければならない。

２　受託者は、委託業務に従事する作業員に対し、事故、その他の災害が発生したときの処　置について、実地指導、及び訓練を行わなければならない。

（財産の使用）

第１８条　受託者は、当処理センター内で業務遂行に必要な諸室及び設備・備品は無償で使用できるものとする。また、当処理センターの空室について、専ら受託者の事務所等として　使用を希望する場合には、施設等使用許可願書を提出し、受託者の承認を得ること。

（貸与品及び支給部品等の管理）

第１９条　委託者は、業務遂行に必要な完成図書等及び設備機器・特殊車両等を受託者に貸与又は支給する。

２　受託者は、業務遂行に必要な貸与品及び支給部品等を委託者から受領したときは、部品台帳を作成し整理しておかなければならない。また、委託者の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

３　受託者は、貸与品及び支給部品等を故意又は過失により滅失・破損したときは、その損害を補償しなければならない。

４　貸与品等は、場外へ持ち出してはならない。

（諸法令の遵守）

第２０条　受託者は、業務遂行にあたり、「浅麓汚泥再生処理センター性能保証値」「地元区との公害防止協定の基準値」を満足すること。また、関係法令を遵守し、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害が生じないようにしなければならない。

２　施設の維持管理に使用するエネルギーは、委託者のエネルギー管理員の指示に従わなければならない。

３　受託者は、諸法令に違反した場合発生する責務が、委託者に及ばないように努めなければならない。

（損害の賠償等）

第２１条　受託者は、業務遂行において、故意又は重大な過失により発生させた火災、盗難、破損等の損害については、その一切の費用は受託者が負担するものとする。

ただし、善良な行為により業務遂行の為に貸与された設備機器及び特殊車両等（別表１０による）の事故による損害については、委託者及び受託者が協議して負担を決定する。

（業務委託期間及び引継期間）

第２２条　業務委託期間

平成２６年４月１日００時００分から平成２７年３月３１日２４時００分までとする。

２　受付時間

（１）し尿関係　午前８時から午後５時まで

（２）生ごみ　　午前９時から午後４時３０分まで

３　引継期間

契約締結日から１ヶ月間を引継期間とする。この期間内に前年度受託者は、新年度受託者へ引継事項書等を用いて引継を完了し業務遂行に支障をきたさないようにしなければならない。また、この間に要する経費については新年度受託者の負担とする。

第２章　業務範囲と業務内容

（業務対象設備）

第２３条　本委託業務の対象設備等は、次のとおりとする。

（１）水処理設備

（２）し尿前処理設備

（３）生ごみ前処理設備

（４）メタン発酵設備

（５）堆肥化設備

（６）脱臭設備

（７）分析業務

（業務範囲）

第２４条　前条の設備に対して以下の業務を遂行する。

（１）各種搬入物に対し、所定の水質、その他の基準を満たす維持管理をすること。

（２）異常時、事故災害等の緊急時に対応できる体制を整え、その発生時に対応すること。

（３）対象設備の保守点検計画を策定し、実施すること。

（４）水処理、汚泥処理に係る水質試験を維持管理要領書により実施し、施設の適切な運転に努めること。

（５）業務の計画及び遂行を記録し、整理報告すること。

（６）当処理センターの清掃、巡視、施錠及び火災予防をすること。

（７）備品及び支給部品等の整理整頓し、在庫管理をすること。

（８）業務遂行に必要な電力、薬品等管理を行い、その使用量削減及び省エネルギーに努めること。

（９）臭気、騒音の防止に努め、周辺地域の環境対策を図ること。

（10）委託者が計画実施する工事、整備に際し円滑に進められるように運転調整を行うこと。

（11）その他この業務を遂行させるために必要な事項。

（性能達成基準値）

第２５条　受託者は、「浅麓汚泥再生処理センター性能保証値」（以下「性能基準値」という）及び「地元区との公害防止協定の基準値」を常に満たさなければならない。

２　委託者は、精密試験等により前項の監視評価を行い、性能達成基準値を満足していない場合は、速やかに受託者に通知する。

３　委託者は、性能達成基準値達成要件の確認検査を、受託者の立会を求めいつでも行うことができる。

４　受託者は、自ら性能達成基準値が達成できなくなる前に、又は、委託者が確認検査の結果をもとに指摘した場合は、直ちに性能達成基準値を満たすための措置をとらなければならない。

５　委託者は、受託者が性能達成基準値を満たせない場合は、施設の運転操作に関する指示をすることができるものとし、受託者はこの指示に従わなければならない。

６　受託者は、前項の運転操作により要した費用を含む維持管理にかかわる費用を負担しなければならない。なお、委託者が要した費用の算定は委託者が行い、受託者に請求する。

７　委託者は、性能達成基準値が継続して達成できないで受託者がその指示にしたがわないときは、契約書第１７条２項及び３項によりこの契約を解除又は、委託料の減額をすることができる。

（設備機能の保持）

第２６条　受託者は、仕様書に基づく善良な維持管理にもかかわらず、経年劣化により設備機能を保持できないと判断したとき、又は、業務遂行開始時に潜在した不備若しくは不具合を発見したときは、直ちに維持管理の経過と現状を監督員に報告し確認を求めな

ければならない。
２　受託者は、故意又は過失により設備機能を保持できなくなったときは、直ちに監督員に報告し、受託者の負担により速やかにその機能を回復させ監督員の確認を受けなければならない。

（緊急事態への対応）
第２７条　受託者は、別表４中欄の緊急事態に対し、自らの手順及び体制を定めておかなければならない。また、この手順は遂行業務開始時に委託者と協議し、業務遂行計画に示さなければならない。
２　受託者は、緊急事態が発生した場合は、直ちに緊急体制に入り適切な措置をとるとともに、速やかに監督員へ報告しなければならない。
３　委託者は、緊急事態が別表４右欄の状況まで進展した場合には非常事態宣言をし、一時的に施設の運転操作を指示することができる。
４　受託者は、緊急事態において自らの手順に従い、かつ、臨機の措置として自らの判断に基づき損害を最小化するための最善の努力を行い、その結果により施設等に何らかの損害が発生した場合にはその責は問われないものとする。
５　緊急事態により発生した損害で、次の事項は委託者の負担とする。
（１）地震等が原因で、施設が損傷し、性能確保が不可能となった場合で、受託者の対応に故意過失がない場合の施設復旧のための費用等。
（２）非常事態宣言が発せられ、委託者の指示により運転操作がなされた状態において、施設等が損傷又は、機能低下し、施設性能を維持することが不可能となった場合で、受託者の対応に故意過失がない場合の施設復旧のための費用等。

（責任分担）
第２８条　本業務における委託者及び受託者の責任分担は、別表５のとおりとする。

（委託者が実施する整備及び工事の取扱）
第２９条　受託者は委託者が実施する整備及び工事に際し円滑に進められるよう対処しなければならない。必要があれば前準備としての運転操作及び復旧後の運転操作を適意に対処すること。
２　委託者が実施する整備及び工事に係る責任は委託者が負うものとする。

第３章　業務書類等

（業務書類等の提出）
第３０条　受託者は、仕様書第１０条で提出した業務遂行計画書に基づき、別表６の２項に定める業務書類等を作成し整理保管するとともに、提出期限の定められたものは期間内に監督員へ提出しなければならない。

（業務完了報告）
第３１条　受託者は、毎月、四半期の業務若しくは年度の業務が完了したときは、直ちに別表６の２項及び３項に定める業務書類等を監督員へ提出し、検査を受けなければならない。

第４章　業務実施要領

（業務要領）
第３２条　受託者は、これまで蓄積してきた汚泥再生処理施設の維持管理に関する知識や技術、関係法令等の理解等の更なる研さんに努め、自らの責任と裁量により本仕様書が定める要求水準を達成するとともに、維持管理を効率的かつ効果的に行い、次に示す業務を遂行するものとする。
（１）業務遂行計画書別表６の１項を適正に策定し、委託者の承諾を得ること。
（２）保守点検計画は、委託者が計画する整備計画と整合をはかり、委託された範囲の保全を計画すること。
（３）監視、保守点検及び水質測定から得られる情報を的確に判断し、所定の性能を達成するよう運転監視を行うこと。
（４）事故、故障や苦情等が発生しないようリスク管理に万全を期すこと。

（運転監視要領）
第３３条　受託者は、当処理センターの運転監視及び保守点検にあたっては、その機能が十分発揮できるよう、機器取扱説明書その他完成図書等に基づき、自らの計画のもとに維持管理をしなければならない。
２　設備の巡視点検は、定期的に行うものとし、設備の運転状況を確認するとともに、異常の早期発見に努めるものとする。特に異音、振動、臭気、機器過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。
３　異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ委託者に報告するものとする。
（保守点検要領）
第３４条　当処理センターの保守点検計画に基づき性能機能を確保するための機器校正、点検及び部　品交換、油脂類の補給等を行うものとする。
２　保守業務は、十分に安全対策をとり、基本的に複数人数で行うものとする。
３　異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、修繕可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、委託者に報告するものとする。ただし、その異常が施設の運営に支障をきたすものである場合は、直ちに委託者に報告し、適切な対処をするものとする。
４　受託者で修繕できないものについては、委託者と協議してその対応を決定するものと

する。
５　受託者は、別表８に示す委託者が支給する部品・材料等により保守を行うものとし、その管理を行う。

（分析業務要領）

第３５条　受託者は、当処理センターの運転状況を把握し操作するため、別表７に定める項目の分析業務を行いその結果を整理保存しておかなければならない。
２　受託者は、前項に定める以外、自らの判断に基づき運転管理上に必要と判断するときは、必要な項目の分析業務をを行う。
３　委託者が行った分析業務の結果は、受託者へ定期的に報告する。

第５章その他
（経費の負担）
第３６条　業務遂行に伴う経費区分は、別表９のとおりとする。

（守秘の保持）
第３７条　受託者は、契約の遂行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
２　受託者は、業務に関する書類等を第三者に譲渡、貸与してはならない。ただし、あらかじめ委　託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（業務の提案）
第３８条　受託者は、仕様書で定める以外の効率的で効果的な技術事項がある場合は、委託者に業務の提案をすることができる。
２　受託者は、業務の提案を採用するときは、その内容等についてあらかじめ委託者の承諾を得なけばならない。採用した提案の内容等を変更する場合も同様とする。
３　業務の提案を採用することにより得られる受益は委託者のものとする。
４　委託者は、受託者が行う業務提案について、施設の維持管理に障害が生ずるおそれがあると認めるときは、受託者にその採用の取消を請求することができる。受託者は、直ちに業務を従前に復帰しなければならない。

（疑義）
第３９条　本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、委託者、受託者両者協議により定める。

別表１　配置する有資格者（第１３条）

有資格者	関係法令
施設管理者	浅麓環境施設組合施設設置条例第四条に定める資格に該当する者
危険物取扱者（乙四類）	消防法
電気工事士	電気事業法
第二種酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法
フォークリフト運転技能講習修了者	労働安全衛生法
玉掛け技能講習修了者	労働安全衛生法
特定化学物質等作業主任者技能講習修了者	労働安全衛生法
高所作業車運転技能講習修了者	労働安全衛生法
粉じん作業特別教育修了者	労働安全衛生法
その他作業に必要な資格等	

別表２

搬入量の予測値

平成２６年度搬入予測値

搬入種別	単　位	予測値
し尿　・浄化・農集汚泥等	ｋｌ	２７，８７２
生ごみ	ｔ	２，２６３

堆肥化設備の処理量予測

・ばら堆肥換算により６２０ｔ

別表３　性能達成要件

水質項目	法定基準	性能基準値
ｐＨ	５．８～８．６	５．８～８．６
ＢＯＤ５	２０	１０ 以下
COD ｍｎ　（ ｍｇ／ℓ ）	－	３０以下
ＳＳ　（ ｍ ｇ／ℓ)	７０	１０以下
Ｔ－Ｎ　（ ｍ ｇ／ℓ)	－	１０以下
アンモニア、アンモ ニア化合物 亜硝酸化合物及び硝　酸化合物 （ｍｇ／ℓ)	１００	１０以下
全リン　（ｍ ｇ／ℓ)	－	１ 以下
色度　(度)	－	３０度以下
大腸菌群　(個／㎤)	３０００	１００ 個／㎤以下

敷地境界における騒音基準値

時間区分	性能基準値
朝　（６時～８時)	５０ｄＢ以下
昼間　（８時～１８時)	６０ｄＢ以下
夕　（１８時～２２時)	５０ｄＢ以下
夜間　（２２時）～６時)	５０ｄＢ以下

敷地境界線における悪臭基準

項　目	性能基準値
アンモニア	１．０ｐｐｍ以下
メチルメルカプタン	０．００２ｐｐｍ以下
硫化水素	０．０２ｐｐｍ以下
硫化メチル	０．０１ｐｐｍ以下
二硫化メチル	０．００９ｐｐｍ以下
トリメチルアミン	０．００５ｐｐｍ以下
アセトアルデヒド	０．０５ｐｐｍ以下
スチレン	０．４ｐｐｍ以下
プロピオ酸	０．０３ｐｐｍ以下
ノルマル酪酸	０．００１ｐｐｍ以下
ノルマル吉草酸	０．０００９ｐｐｍ以下
イソ吉草酸	０．００１ｐｐｍ以下
プロピオンアルデヒド	０．０５ｐｐｐｍ以下
ノルマルブチアルデヒド	０．００９ｐｐｍ以下
イソブチルアルデヒド	０．０２ｐｐｍ以下
ノルマルバレルアルデヒド	０．００９ｐｐｍ以下
イソバレルアルデヒド	０．００３ｐｐｍ以下
イソブタノール	０．９ｐｐｍ以下
酢酸エチル	３．０ｐｐｍ以下
メチルイソブチルケトン	１．０ｐｐｍ以下
トルエン	１０．０ｐｐｍ以下
キシレン	１．０ｐｐｍ以下

別表４　　緊急事態　（第１６条）

事　項	緊急事態	非常事態
大雨 及び 台風	大雨洪水警報が発せられたとき	災害が発生したとき
	台風が接近の場合	台風直撃で災害がでたとき
地震	震度４の地震が発生したとき	地震により施設に被害が出たとき
火災	火災が発生したとき	火災が発生したとき
放流水質等の異常	放流水質が悪化したとき	性能基準値を越えたとき
	放流水に異物が混入したとき	異物が混入したとき
	最終沈殿池の汚泥界面が１．５ｍ以下になったとき	界面が上昇し汚泥等が流失しそうなとき
臭気異常	臭気が施設内に漏れたとき	外部に臭気が漏洩したとき
	脱臭設備が停止したとき	脱臭設備が停止し復旧が速やかにできないとき
停電	停電が発生したとき	停電が発生し復旧が速やかにできないとき
機器異常	設備機器が異常停止したとき	機器異常で停止復旧が速やかにできないとき
	受入設備故障で受入不能のとき	受入設備故障で長期間受入不能になったとき

別表５　　責任分担（第２９条）

		責任分担	
種　類	内　容	委託者	受託者
法令変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	○
事故・災害	業務遂行に伴う事故・災害		○
	天災等の不可抗力等による事故・災害	○	
仕様変更	委託内容の変更に関するもの	○	
第三者賠償	業務遂行に伴い生じた第三者に及ぼした損害	協議	協議
市民等への対応	諸官公庁、他都市、市民又は報道機関からの照会、意見、要望、依頼等の対応	○	
放流水質	放流水質の確認	○	○
	放流管の管理	○	
環境保全	性能達成要件	○	○
薬品等	薬品及び部品等の 購入依頼		○
	薬品の受け入れ立会	○	
	支給部品の購入	○	
	支給部品の管理	○	○
廃棄物の処分	廃棄する手配・搬出	○	
設備の機能	委託設備の保守・整備		○
	上記以外の保守・整備・修繕	○	
施設管理	委託設備の清掃・整頓		○

※本責任の分担のほかに疑義があるものについては、その都度協議することとする。
※受託者の業務遂行に重大な影響をおよぼすものについては、その都度協議することとする。

別表６　　業務書類等（第１０条・第１１条）

１　契約締結時の提出書類

提出書類	提出期間
業務遂行計画書 ・運転監視体制 ・保守点検体制 ・分析体制 ・安全衛生管理体制 ・事故災害等緊急時対応体制 ・有資格者の配置計画 ・その他必要な体制	契約日より１４日以内
保守点検計画	契約日より１４日以内
業務管理責任者選任届	契約日より１４日以内
施設等使用許可願書	契約日より１４日以内 変更等の場合は速やかに提出する

２　その他提出書類

提出書類	提出期間
維持管理業務報告書 ・日報 ・月報 ・保守・整備の報告書 ・分析結果報告書	翌月の１０日まで
事故報告書	その都度速やかに
その他委託者が指示するもの	

３　契約終了時の提出書類

提出書類	提出期間
維持管理業務委託完了届	契約終了日
維持管理報告書	契約終了日
引継事項書	契約終了日
その他委託者が指示するもの	

別表７　　分析業務　（第３６条）

※　◎：週回　　○：週１回　　△：隔週１回　　×：月１回

		分析項目							
	分析対象	塩素イオン濃度指数	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	全窒素	アンモニア性窒素	硝酸性窒素	その他
生ごみ処理設備	メタン発酵投入物	△			△	△	△		
	余剰汚泥				△	△			
	メタン発酵槽混合液１	△				×	△		ＶＦＡ　△
	メタン発酵槽混合液２	△				×	△		ＶＦＡ　△
	消化汚泥	○			○	○	○		
	消化分離液	×			×	×	×		
	脱硫前バイオガス１								H2S　× CH4　○
	脱硫後バイオガス２								H2S　×
し尿処理設備	除砂し尿・浄化槽汚泥								
	し尿脱窒素酸化分離液	×	△	△	△	△	△		
	し尿系酸化ガス	×	×	×	×	×	×		
高負荷脱窒素処理設備	雑排水					×	×		
	第１反応槽投入液	○	○	△	◎	◎	◎		
	１系第１反応槽処理水	◎					◎	◎	
	２系第１反応槽処理水	◎					◎	◎	
	１系第１反応槽混合液								
	２系第１反応槽混合液								
高度処理設備	１系沈殿槽処理水	◎					◎	◎	色度　△
	２系沈殿槽処理水	◎					◎	◎	色度　△
	１系沈殿槽投入汚泥（凝集剤添加前）								ＳＶ　◎
	２系沈殿槽投入汚泥								ＳＶ　◎

	（凝集剤添加前）								
	１系沈殿槽投入汚泥 （凝集剤添加後）								ＳＶ　◎
	２系沈殿槽投入汚泥 （凝集剤添加後）								ＳＶ　◎
	１系沈殿槽沈降汚泥	○							界面毎日
	２系沈殿槽沈降汚泥	○							界面毎日
	凝集沈殿槽処理水	○		△		△			色度　△
	凝集沈殿槽汚泥								
	活性炭吸着塔原水				△				色度　△
	活性炭吸着塔処理水１				△				
	活性炭吸着塔処理水２				△				色度　△
	放流水	○	○						

別表８　　委託者が支給する部品材料等　（第３４条）

部品類
保守点検計画による交換部品
測定機器の電極・校正液・その他
ポンプ廻りの圧力計
配管廻りのバルブ・配管材・パッキン・ボルト類等
照明用蛍光管・器具
電気盤の補助リレー・タイマー類
保守点検時に使用するオイル・グリス類

※保守計画により支給された部品の管理台帳を作成すること。

別表９　経費の負担　（第３６条）

種　類	内　容	責任分担	
		委託者	受託者
法令変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	○
光熱水費等	業務遂行に係る電気・水道・燃料	○	
	上記以外のもの		○
工業薬品費等	業務遂行に係る薬品	○	
	上記以外で受託者が必要とするもの		○
法定検査	関係法令による法定検査費用	○	
定期整備	委託者が計画した定期整備費用	○	
その他	受託者の事務に係る電話代等の通信費		○
	受託者の要員に係る安全衛生の費用		○
	受託者の要員に係る資格取得経費		○
	受託者が業務上必要とする他機関への委託費		○
	要員に係る被服費及び事務・筆記用具等の費用		○

別表１０　　特殊車両等　（第２１条）

車両名
・バキュームダンパー車
・フォークリフト
・軽トラック
・ホイルローダー
・１ｔトラック